

九州工業大学研究活動等  
リスク別対応計画（平成26年度）

九州工業大学 研究活動等不正防止対策室  
2014/09/17

## はじめに

昨今、公的研究費の不正使用や、論文で使用されるデータの改竄等の研究不正による不正事案が社会問題として大きく取り上げられる事態となっている。これを受けて、文部科学省では平成26年2月18日付で「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」を改正し、「研究活動の不正行為への対応のガイドライン」についても平成26年8月26日付で改正された。

本学では、両ガイドラインの改正を受け、従来よりも研究不正に対する取り組みを大幅に強化することとし、強化の第一歩として、平成26年7月2日付で本学が研究活動等の不正に対してどのように取り組むかの基本方針（九州工業大学研究活動等不正防止ポリシー）を学長が宣言するとともに、基本方針に基づき平成26年度にどのような取り組みを行うかを記載した九州工業大学研究活動等不正防止対策実施計画（平成26年度）（以下、「不正防止対策実施計画」という。）を策定した。

不正防止対策実施計画において本学は、既存の業務、規程等を分析し、不正の発生する要因（リスク）を洗い出し、それらリスクを低減させるための「リスク別対応計画」（「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」中で、各機関で制定が必要とされる「不正防止計画」に当たるもの）を立案することとしており、この度それに当たるものとして「九州工業大学研究活動等リスク別対応計画（平成26年度）」を策定した。

平成26年度はこの「リスク別対応計画」に沿って、不正の発生要因を減らすよう大学として取組を進めていく。

# 九州工業大学研究活動等リスク別対応計画(平成26年度)

分類	リスク要因	具体的なリスク事例・対応事項等	平成26年度対応計画	計画推進部署
資産管理	公的研究費で購入した消耗品を含む資産の管理が不適切な状態であることに起因するリスク	購入した物品が私的に流用されたり、売却等される	・購入した物品の資産管理の規程や体制について点検を行い、問題があれば改善を実施する。特に、本学の規程上管理物品とならない消耗品の取扱については、管理物品に比べ私的流用や売却等される可能性が高いと考えられるため、本学の管理運営体制、管理コスト面等を勘案し、本学の規模に見合った改善策を検討し、実施する。	会計課
		納品後に業者が納品物品等を持ち帰ったり、納品物品を反復使用される	・持ち帰り又は反復使用される場合は、管理物品でない消耗品である可能性が高いと考えられるため、上記の本学の規程上管理物品とならない消耗品の取扱と合わせて改善策を検討し、実施する。	会計課
調達・検収等	財源の目的と直接関係のない物品の購入や業務の発注が行われ、公的研究費が不適切に使用されるリスク	財源の目的に基づいた適切な執行かどうかを確認する体制が十分ではない	・競争的資金等特定の目的のために措置された財源の使用について、その目的が財源の目的に沿うものであるかを確認できる体制になっているかどうかを検討し、改善を図り実施する。	会計課
		調達において十分な競争性が確保されず、公的研究費を不当に高い金額で執行してしまうリスク	調達仕様書に記載する応札条件や資格・実績等要件が競争を著しく制限するものであったり、応札者が応札準備をするのに十分な調達期間を確保できず、結果競争性が確保できない	・競争性の確保のために、十分な調達期間を確保するための自主的なルールの設定のための検討や、入札参加資格等の要件及び調達仕様書に盛り込む実績・資格要件については必要最小限のものとなるよう改善を図り実施する。
	教職員と取引先の癒着により調達における十分な競争性が確保できない	・一者応札の調達案件が多い研究室、又は特定の取引先への発注割合が偏っている研究室に対し、内部監査の実施や特定の取引先への取引履歴の照会など、不正防止のためのモニタリングの体制について検討し、改善を図り実施する。	監査室 会計課	
	会計担当の事務職員と取引先の癒着により調達における十分な競争性が確保できない	・会計部門の業務体制を点検し、不正につながる要因があれば、改善策を検討し、実施する。	会計課	
	調達に関する業務処理の問題で、公的研究費の計画的な執行に支障が出てしまうリスク	教職員が、公告期間など調達手続きに必要な期間を把握しておらず、物品等が必要な時期に間に合うように調達手続きを開始できず、結果として公的研究費の計画的な執行に遅れが生じる場合	・学内の各種研修や教育を通じ、研究者に対し調達手続きの流れや調達に必要な期間等の周知を図り、調達手続き開始の遅れによる計画遅延等を防止する。	会計課
		教職員からの物品等の購入依頼後、会計部門の発注担当者から業者への発注作業に漏れがあり、結果として発注がされないことで公的研究費の計画的な執行に遅れが生じる場合	・既存の業務体制を点検し、会計部門の発注担当者による発注作業漏れ等が起きにくい業務の流れを検討し、改善を図り実施する。 ・会計システムの改修等により人的作業ミスを発見しやすくなることができないか等、経費の措置も含め検討を行い、改善が可能であれば実施する。	会計課
	検収が適切にできないことで、業者への代金の未払いや不適切な代金の支払いが発生するリスク	購入物品等の納品が、業者から教職員へ直接された際に、会計部門の検収担当者への情報伝達に漏れがあり、業者への代金の支払が行われない場合	・物品の納品時には会計部門の検収担当者の確認が必要なことを職員に周知する。 ・会計システムの改修等により、発注後一定時間経過しても納品されない物品等がないかを抽出し、納品手続きが漏れているものがないか等発見しやすくなるようできないか等、経費の措置も含め検討を行い、改善が可能であれば実施する。	会計課
データベース・プログラム・デジタルコンテンツの作成など、実態を確認しての検収が難しい調達案件にける検収が適切にできない場合		・データベース・プログラム・デジタルコンテンツなど、会計部門の検収担当者(事務職員)では調達内容の確認が難しい調達案件について、適切に検収するための方法、体制を検討など改善策を策定し、実施する。	会計課	

旅行・旅費	旅行命令・旅費支給の業務処理に問題があり、公的研究費を不適切に使用してしまうリスク	旅行申請時の確認作業が形骸化し、大学の活動以外の目的が含まれた旅行を許可したり、使用する経費の目的に外れた内容でないかどうかのチェックが十分にできない場合	・現行の旅行申請時の業務処理に関し、内容確認が適切にできるようになっているかを検証し、できていない場合は、本学の管理運営体制、管理コスト面等を勘案し、本学の規模に見合った改善策を検討し、実施する。	人事課 会計課
		旅行の事実がない又は目的を達していないにもかかわらず旅費を支給してしまう場合	・現行の旅行後の報告等の確認処理に関し、旅行事実の内容確認が適切にできるようになっているかを検証し、本学の管理運営体制、管理コスト面等を勘案し、本学の規模に見合った改善策を検討し、実施する。	人事課 会計課
謝金関係	謝金の業務処理に問題があり、公的研究費を不適切に使用してしまうリスク	勤務実態がないのに謝金を支給する、又は経費の目的に外れる勤務等に謝金を支給してしまう場合	・現行の謝金手続き等の業務処理に関し、勤務の実態確認や経費の目的に沿った業務内容であるか確認できる体制になっているかを検証し、要すれば改善策を検討し、実施する。	会計課
		謝金の単価設定が不当に高額又は低額となっている場合	・現行の謝金における単価の設定方法について確認を行い、要すれば改善策を検討し、実施する。	会計課
雇用関係	勤務状況等の管理が徹底できないリスク	研究室等閉鎖的な環境に配置されるパートタイム職員等の勤務実態が勤務時間報告と乖離する場合	・現行のパートタイム職員の勤務時間管理の実態について再点検し、問題点等があれば、本学の管理運営体制、管理コスト面等を勘案し、本学の規模に見合った改善策を検討し、実施する。 ・より適切な勤怠状況管理のため、勤怠管理システムの導入可能性を検討することとし、市場調査、導入時コスト、システム導入後の業務削減コスト等の観点で情報を整理し、経営層に報告する。	人事課
		謝金の形で常態的に長期間業務を依頼している、実質上の雇用に近い勤務形態になっているが、雇用契約がないため通常の労務管理の仕組みから外れてしまい、適切な管理ができない場合	・謝金による業務依頼と雇用に関するルールの実態について点検し、要すればルール等を改善する。 ・継続性のある業務を依頼する場合については、謝金として業務を依頼するのではなく、パートタイム等の形態で雇用するよう周知徹底する。	人事課 会計課
懲戒関係	研究活動等の不正に関する懲戒処分の根拠が曖昧で適切な処分ができないリスク	研究活動等の不正に関する懲戒処分の根拠や不正事案に対する量定が明確に定められていない	・研究不正発生時の処分根拠を規程等に盛り込むための規則の見直しを行うとともに、不正事案に応じた懲戒処分の量定の目安の明文化について検討し、実施する。	人事課
研修関係	不正防止に関する研修の実施体制や関係規則等の周知が不十分で、構成員が規則やルールに反した行為をとってしまうリスク	不正防止に関する研修の受講の根拠が曖昧で、教職員が研修を受講せず、結果として不正行為に発展してしまう場合	・不正防止に関する研修の受講が義務であることを明文化するなど、大学として研修の受講が必要と考える教職員に対し、教育を受講させることができる体制を構築する。	研究活動等不正防止対策室 人事課
		教職員に対し、不正防止に関する研修の受講機会を組織として適切に提供できなかったり、研修のコンテンツが分かりにくいいため、教職員に不正防止に関する事項が十分理解されず、結果として不正行為に発展してしまう場合	・説明会形式による研修の実施のみでは、業務の都合により参加できないものが出るのが予測されるため、より多くの教職員が研修を受講しやすい実施方法を検討し、実施する。 ・必要な規則等を構成員に十分理解してもらうため、不正防止の規則や経理ルール等を分かりやすくまとめた研修コンテンツを作成する。	研究活動等不正防止対策室 会計課
研究活動等の計画的な遂行	研究活動等の計画的な遂行に基づかないと懸念される発注が行われるリスク	年度末や研究期間最終年度終盤などの特定の時期に高額の商品の発注が偏るなど、適切な研究計画に基いていないと懸念される発注が行われる場合	・研究活動については計画的に遂行するとともに、研究費の執行においても計画的に進めるよう周知するとともに、繰越制度などルールが持っている弾力性についても説明し、研究活動に遅れが生じる場合にはそれら制度が活用できることを周知する。 ・適切な研究費の執行ができていないかを会計担当レベルでチェックできる仕組みを検討し、実施する。	会計課 研究協力課
寄付金	寄付金の受入れに関して不正経理等が発生するリスク	企業等から教職員個人宛ての寄付金を、教職員が個人経理したり、企業等が申し出る金額より少ない額を寄付金として取り扱う場合	・現行の寄付金受入れ業務に関する学内ルール等を再点検し、要すれば改善策を検討し、実施する。	研究協力課

共同研究・受託研究	共同研究・受託研究について、ルールに沿った契約手続きを行わないことにより不正経理等が発生するリスク	教職員が大学を通さず企業と契約し、企業からの研究費を個人経理してしまう場合	・現行の共同研究・受託研究の締結業務に関する学内ルール等を再点検し、要すれば改善策を検討し、実施する。	研究協力課
規則等の制定・改正	法令等と学内規則等に乖離が生じ、結果として不正行為等につながるリスク	法令やガイドライン等が改正された際に、制定、改正すべき学内の規則等が改正されず、学内規則は順守していたものの法令等違反にあたってしまう場合	・学内の規程については担当部署で把握するとともに、法令等の改正には常に関心を払い、適切に規程を制定・改定するようにする。	監査室 研究活動等不正防止対策室 総務課 人事課 会計課 研究協力課
内部監査体制	内部監査部門の体制の問題により適切な内部監査ができないリスク	内部監査部門が少人数(専任1名)であり、専門性の高い人員を育成する仕組みがなく、十分な内部監査を計画・実施できないリスク	・監査部門として計画的に人員育成が出来る体制や研修体制を検討し、経営層に報告する。	監査室